



約50か国が加盟するハーグ条約に見る ネットの普及で解決不能になる国際法体制



インターネットを使った経済活動は国家の枠組みを越える。日本のメーカーがアメリカにサーバーを置き、ヨーロッパの人々に商品売るといったことが簡単に成り立ってしまう。ソフトウェアの違法コピーも国際化している。こうした問題に対応するため、世界の約50か国が加盟する「ハーグ条約」の締結が検討されている。

これは、物流そのものの国際化など、インターネット以外の要因も含めた経済の国際化に対応するため、経済活動に関する世界各国の法律をできるだけ平準化し、ある加盟国の裁判所が出した判決を他の加盟国が受け入れられるようにしようというものだ。来年早々には加盟国の批准手続きに入れるよう6月上旬にオランダのハーグで条約化に向けた国際会議が行われた。

ところが討論を進めるうちに、解決困難な矛盾がいくつもあることが見えてきた。たとえば日本のメーカーが、アメリカにサーバーを置いてヨーロッパのネットユーザーに商品売する場合、日本では経済効果を重視してメーカーが自由な商取引ができるように心がける半面、ヨーロッパでは消費者保護の観点から規制を考へるだろう。またアメリカは両者とは違う独自の政治判断をするかもしれない。1つの商取引をめぐり、日欧米で違った判決が出る可能性がある。

しかもやっかいなのは、国家間の法律や判例の矛盾をなくそうとすればするほど、国ごとの社会習慣や伝統の違いが目立ってしまうことだ。たとえば、英語版ヤフーのオークションでナチス関係の記念品が売られていた問題で、昨年フランスの裁判所が、フランス国民に対してその手の商品売ることを禁止する判決を出した。これはフランスのみを対象にした判決だったが、フランスのユーザーに対してだけ表示する商品一覧を変えることは面倒なため、全世界を対象に規制をかけることになった。人権問題に敏感な欧州の基準が、世界的

な基準となったケースである。

この場合、アメリカでもナチスに対する嫌悪が強いので、アメリカ側は欧州側の判決に従ったが、問題となる商品がたとえば遺伝子組み替え食物だったらどうなるか。アメリカはフランスの判決を受け入れず、欧米間の政治対立になりかねない。こうした問題がある以上、企業としては慎重にならざるを得ず、インターネットを使って経済を活性化する努力にブレーキがかかる。経済取引を円滑化しようとするハーグ条約が経済発展を阻害しかねないのである。

問題は純粋な商取引だけでなく、言論の自由との関係にもおよびかねない。たとえばアメリカの市民運動家がフランスの政治家を厳しく批判するサイトを立ち上げ、批判された政治家が名誉毀損で訴えて勝訴したとしよう。ハーグ条約の考え方では、アメリカの当局が被告となった市民運動家の資産を差し押さえたりする必要が出るかもしれない。ところが世界一のスーパーパワーを自負するアメリカでは、ヨーロッパが決めたことを拒否する傾向が強まっており、条約が無視される可能性がある。

言論の自由を阻害されることを防ぐため、知的資産に関することをハーグ条約の対象から外すことも検討されたが、これには著作権保護を重視する音楽業界やハリウッドから猛反発が出て行き詰まった。

もともと今回のハーグ条約は、冷戦後の経済国際化に世界の法律体制を追いつかせるため、アメリカが音頭をとって検討を始めたもので、アメリカにとっては自国企業がヨーロッパやアジアで活動する際に便利な体制を作る意図があった。それが今や「自由」を重んじるアメリカの行動を制限しかねない状況で、アメリカはハーグ条約そのものを批准しない可能性もある。そうなると、地球温暖化の防止を目指した京都議定書と同じ運命になりかねない。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp